

遠野市監査委員告示第8号

令和2年7月10日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和元年度に財政援助を与えた団体に対する監査を実施したので、同条第9項及び遠野市監査基準第23条の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光

令和2年度財政援助団体監査結果報告書（令和元年度財政援助分）

1 監査の期日・場所及び対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和元年度に財政援助を行った団体のうち次の団体に係る事務の執行について、書類監査は令和2年6月26日の1日間、市担当課及び団体からの聞き取りによる監査は下表の日程で1日間、延べ2日間実施した。

期日	場所	団体名	補助金等の名称	交付金額	市担当課名
7月1日 (水)	BEER EXPERIENCE 株式会社 遠野パドロン パーク (遠野パド ロン栽培ハ ウス)	BEER EXPERIENCE 株式会社	遠野市産地パワーア ップ事業費補助金	185,174,000円	畜産園芸課

2 監査の内容及び着眼点

- (1) 団体が提出した事業に係る計画書等と実績報告書等は符合するか。また、事業が計画書及び補助金の交付条件に従って実施され、十分な効果が認められるか。
- (2) 市担当課における補助金に係る交付決定の事務及び支出事務の執行状況について、適法で内容が明確かつ効果的で公益上の必要性は十分であるか。また、団体への指導監督は適切に行われているか。

3 監査の手順等

- (1) 令和元年度において市がおおむね1,000万円以上の補助金、交付金等により財政的援助を行っている団体を抽出し監査対象とした。
- (2) 事前に監査対象項目に係る諸帳簿等の提出を求め、その内容について照合確認するとともに関係職員等から説明を聴取して実施した。
- (3) 法令に違反していないか、規則や要綱等に基づいて処理されているか、金員の使途は交付の趣旨に合致しているか等について監査した。

4 監査の結果

当該補助金に係る事業の公益性や補助事業者の適格性などを監査したところ、必要と認められる事業・団体等に支出がなされていた。また、補助金の交付目的や対象事業の内容等も明確になっており、関係法令等への適合性、算定方法や交付時期の妥当性及び実績報告や完了確認といった事務についても、概ね適正に処理されていた。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守する上で不足と認められた点について、口頭指導した。

監査対象とした財政援助団体の監査結果については、次のとおりである。

(1) BEER EXPERIENCE 株式会社

補助金の名称	遠野市産地パワーアップ事業費補助金
交 付 額	185,174,000円
目 的	「日本一のホップ生産地」として新品種の導入、機械化・省力化による生産力が高い圃場を整備し、生産拡大と担い手育成を一体的に取り組むため、農林水産省所管の産地パワーアップ事業を活用し、地域特産品の強みを活かした「国内競争力に強く、収益性の高い農業」の実現に向けて使用する高度環境制御栽培施設の建設・機械設備の購入及びホップ棚用資材の購入に係る経費について、補助金を交付する。
特 記 事 項	<p>[指摘事項] 特になし</p> <p>[意見・要望] 上記目的を達成するための、そして“ホップの里からビールの里構想”具現化策の一環として、遠野「ビールの里」構想の中核となるビール文化の創造を経営コンセプトに設立された法人が、農業の高収益化を目指して取り組む「遠野パドロン栽培ハウス」の整備及び大規模・集約型栽培を図るための「ドイツ式ホップ棚導入圃場」の整備に対する支援であった。</p> <p>いずれも先駆的なこの取組の成功が、本市のホップ生産の拡大ひいては一次産業の活性化に大きく貢献することを期待したい。</p>